

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面、手数料に関する書面および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当ファンドの販売会社の概要

商 号 等	立花証券株式会社
金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第 110 号
本店所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-13-14
加 入 協 会	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター （T e l 0120-64-5005 フリーダイヤル）
資 本 金	66 億 9570 万円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 23 年 4 月
連 絡 先	03-3669-3410 又はお取引のある支店にご連絡ください。

立花証券株式会社

*** グローバル・ボンド・ポート毎月決算コース（為替ヘッジなし）***

リスクと手数料に関する書面

次の事項は、この投資信託（以下「当ファンド」といいます。）をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、次の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。
これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「金利リスク」、「為替リスク」、「信用リスク」などがあります。
※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

当ファンドに係る手数料等について

◆購入単位
（当初元本 1 口＝1 万円） 1 口単位

◆購入価額
購入申込受付日の翌営業日の基準価額

◆購入・換金申込不可日
ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の休業日またはロンドンの銀行の休業日

< 投資者が直接的に負担する費用 >

◆購入時手数料
購入時手数料は購入代金（購入口数×購入申込日の翌営業日の基準価額）に下記の手数料率を乗じて計算します。
購入時手数料は購入代金が 1 千万円未満の場合 1.1%（税抜 1.0%）
購入代金が 1 千万円以上の場合 0.55%（税抜 0.5%）
購入時手数料＝購入口数×基準価額×1.1%（税抜 1.0%）
例えば、基準価額 10000 円（1 口当たり）の時に 100 口購入いただく場合は、
購入時手数料＝100 口×10000 円×1.1%＝11000 円
となり、合計 1,011,000 円お支払いいただくことになります。

◆換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

◆信託財産留保額

換金のお申込日の翌営業日の基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

◆運用管理費用（信託報酬）

ファンドの日々の純資産総額に対して年 0.935%（税抜 年 0.85%）の率を乗じて得た額とします。ファンドの運用管理費用（信託報酬）は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

※その他の費用等、詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「手続・手数料等」をご覧ください。

立花証券株式会社

2019 10

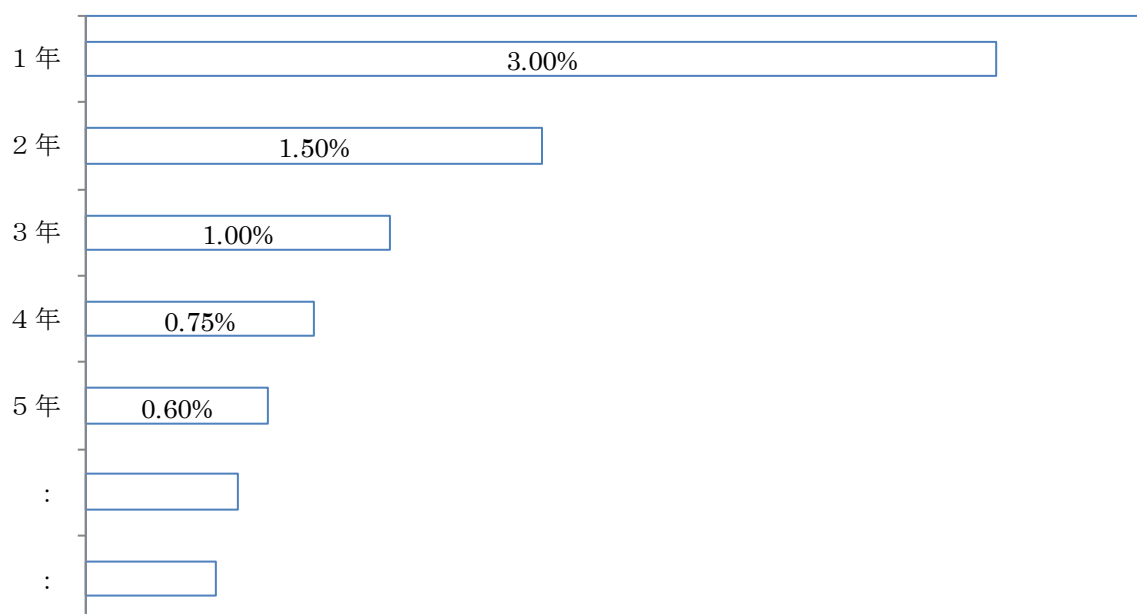
販売手数料に関するご説明

■投資信託の販売手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率は逡減していきますので、中長期のご投資をお勧めします。

例えば、販売手数料が3%(税抜き)の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率(税抜き)】



※投資信託によっては、販売手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の販売手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は「リスクと手数料に関する書面」でご確認ください。